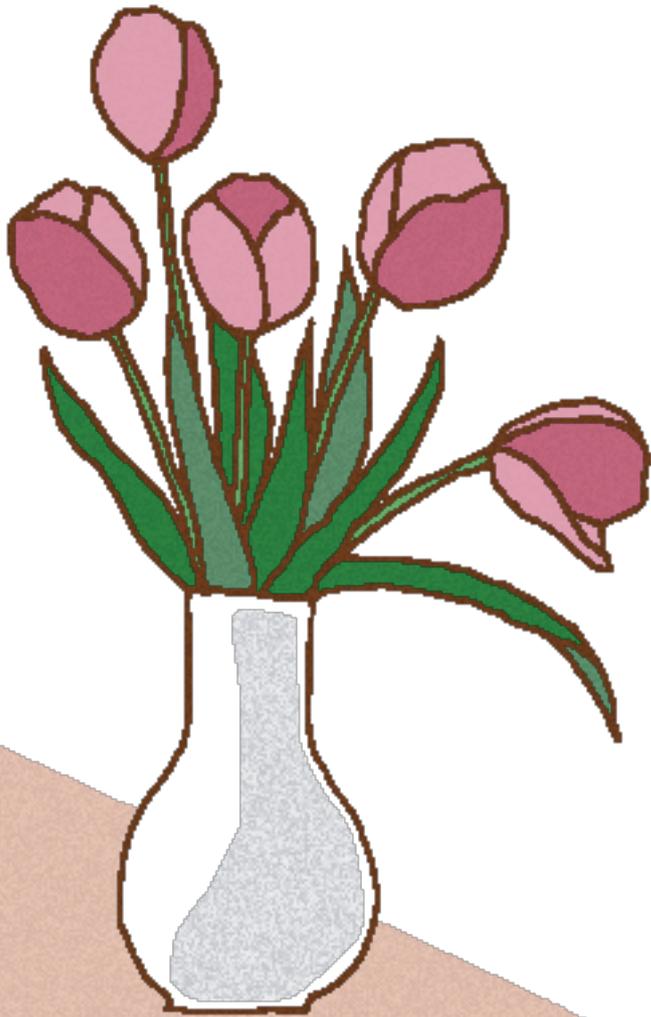


# 人生 100 年時代



自分らしく  
豊かに生きるための  
チェックリスト Vol.2



全国女性税理士連盟



-目次-

チェックリスト	2P
フローチャート	10P
用語の解説	11P
制度の比較	12P
家族がつくった「認知症」早期発見の目安	13P
自筆証書遺言	14P
任意後見契約公正証書(将来型)の参考例	15P
医療・ケアに関する事前指示書	19P



特に相談したい項目、詳しく知りたい項目があれば Q の番号の前にある □ にチェック☑をつけてください。

### －生活の場について－

<p><input type="checkbox"/> <b>Q1</b> 老後はどこで暮らしたいですか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 在宅医療・介護等を受けながら、最期まで今の自宅で暮らしたい</p> <p>② <input type="checkbox"/> 住み替える</p> <p>(② にチェックを入れた方は下記の中からお答え下さい)</p> <p><input type="checkbox"/> 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、ケアハウス、特別養護老人ホーム、グループホーム等</p> <p><input type="checkbox"/> 戸建て住宅を売却し、中心街のマンションに住む</p> <p><input type="checkbox"/> 故郷に帰って田舎に住む</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>Q2</b> どういう状態になったら手助けやサービスを利用したいと思いますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 年齢 ( 歳 ) 位で      ② <input type="checkbox"/> 仕事をやめたら</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 家事をするのが億劫になったら      ④ <input type="checkbox"/> 病気をしたら</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 配偶者が亡くなり一人になったら</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> 一人で行動することが困難となったら</p> <p>⑦ <input type="checkbox"/> 物忘れがひどくなったと感じたら</p> <p>⑧ <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>

### －他人に依頼したいこと－

<p><input type="checkbox"/> <b>Q3</b> 一人での生活が大変になった時 どういったことを誰かに頼みたいと思いますか</p>	<p><b>【当てはまるものに、いくつでもチェック☑をつけてください】</b></p> <p>① <input type="checkbox"/> 預貯金の出し入れ      ② <input type="checkbox"/> 買い物、買い物の付き添い      ③ <input type="checkbox"/> 料理</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 洗濯      ⑤ <input type="checkbox"/> 掃除      ⑥ <input type="checkbox"/> 家の片づけ、整理、断捨離</p> <p>⑦ <input type="checkbox"/> 病院の付き添い      ⑧ <input type="checkbox"/> ペットの散歩、世話      ⑨ <input type="checkbox"/> 話し相手</p> <p>⑩ <input type="checkbox"/> 散歩の付き添い      ⑪ <input type="checkbox"/> 旅行の付き添い</p> <p>⑫ <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
--	--

### －介護保険について－

<p><b>□ Q4</b> 介護保険のサービスにどんなものがあるか知っていますか</p>	<p>【知っているものに、いくつでもチェック <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください】</p> <p>① <input type="checkbox"/> 訪問サービス（訪問介護、訪問リハビリ、訪問看護等、訪問入浴等）</p> <p>② <input type="checkbox"/> 通所サービス（デイサービス、通所リハビリ）</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 短期入所サービス（ショートステイ）</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 福祉用具レンタル、住宅改修</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 施設入所（特別養護老人ホーム、グループホーム等）</p>
<p><b>□ Q5</b> 介護保険サービスを利用したいと思えますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 利用したいと思う</p> <p>② <input type="checkbox"/> 利用したいと思わない（理由： _____ ）</p>

### －介護、看護について－

<p><b>□ Q6</b> 自分自身に介護が必要と感じたときに誰に相談しますか</p>	<p>【当てはまるものに、いくつでもチェック <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください】</p> <p>① <input type="checkbox"/> 配偶者    ② <input type="checkbox"/> 子ども、孫    ③ <input type="checkbox"/> 親戚（兄弟姉妹、甥、姪、 _____ ）</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 親しい友人    ⑤ <input type="checkbox"/> ご近所、民生委員</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> ケアマネージャー、介護ヘルパー等の介護職    ⑦ <input type="checkbox"/> かかりつけ医</p> <p>⑧ <input type="checkbox"/> 税理士、弁護士等</p>
<p><b>□ Q7</b> 入院、手術等が必要となったとき保証人、身元引受人や手術同意書の署名を誰にお願いしようと考えていますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 配偶者    ② <input type="checkbox"/> 子ども、孫</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 親戚（兄弟姉妹、甥、姪、 _____ ）    ④ <input type="checkbox"/> 親しい友人</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 税理士、弁護士等</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p>



<p><b>□ Q13</b> 行動範囲が狭まり 日常的な金銭の 出し入れが困難に なったら誰に 頼もうと思いますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 親族 ( )</p> <p>② <input type="checkbox"/> 親しい友人      ③ <input type="checkbox"/> 税理士、弁護士等</p> <p>④ <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
--	---

**－遺言について－**

<p><b>□ Q14</b> 遺言書を作成 していますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 公正証書遺言を作成している      ② <input type="checkbox"/> 自筆証書遺言を作成している</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 作成していない</p>
<p><b>□ Q15</b> 遺言書の作り方を 知っていますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 知っている      ② <input type="checkbox"/> 知らない      ③ <input type="checkbox"/> 作り方を教えてもらいたい</p>
<p><b>□ Q16</b> 自分のことを 分かってもらう ための経歴書 備忘録、写真等を 用意していますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 用意している      ② <input type="checkbox"/> これから準備しようと思っている</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 必要ない      ④ <input type="checkbox"/> 誰かに相談できれば準備したい</p>
<p><b>□ Q17</b> 遺言書など用意 したものをどこに 置いていますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 貸金庫      ② <input type="checkbox"/> 自宅内の特定の場所 ( )</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 信頼できる人に渡している      ④ <input type="checkbox"/> 明らかにしたくない</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 法務局の自筆証書遺言の保管制度を利用している</p>

## —自分らしい最期について—

回復の見込みのない状態になったら、あなたはどのようなことを望みますか

<p><input type="checkbox"/> <b>Q18</b> 自分の最期について意向を明らかにしていますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> している      ② <input type="checkbox"/> していない</p> <p>③ <input type="checkbox"/> リビングウィルを作成している (尊厳死の権利を主張し、延命治療について意向を残している)</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 医療・ケアについての事前指示書を作成している</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 尊厳死協会の会員である</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> 備忘録等に意向を残している(保管場所: _____)</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>Q19</b> 延命治療について</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 回復の見込みがなくても最後まで延命治療してほしい</p> <p>② <input type="checkbox"/> 痛みを和らげる緩和ケアをしてほしい</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 回復の見込みがなければ延命治療は望まない</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 事前に記した自分の希望と家族の意見が合わなかった場合、自分の意向を尊重してほしい</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>Q20</b> 臓器提供、献体について</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 臓器提供意思表示カードを持っている(保管場所: _____)</p> <p>② <input type="checkbox"/> 角膜提供のアイバンク登録をしている(保管場所: _____)</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 献体を登録している(どこに: _____)</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 臓器提供は望まない</p>

## —葬儀、埋葬、お墓について—

<p><input type="checkbox"/> <b>Q21</b> どのような葬儀を望みますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 盛大な葬儀をしてほしい      ② <input type="checkbox"/> 普通の標準的な葬儀をしてほしい</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 家族葬にしてほしい      ④ <input type="checkbox"/> お別れ会をして欲しい</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 葬儀は必要ない      ⑥ <input type="checkbox"/> 火葬だけでよい      ⑦ <input type="checkbox"/> 特に希望はない</p> <p>⑧ <input type="checkbox"/> 特別な希望【下記に当てはまる項目を記入してください】</p> <p>    遺影(保管場所: _____)</p> <p>    旅立ちの衣装( _____)</p> <p>    お棺に入れる物( _____)</p> <p>    音楽( _____)</p> <p>    亡くなった際に連絡しないでほしい人( _____)</p> <p>    その他( _____)</p>
--	---



<p><input type="checkbox"/> <b>Q28</b> 成年後見制度を知らない方にお尋ねします 成年後見制度を知りたいと思いますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 知りたいと思う      ② <input type="checkbox"/> 思わない</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>Q29</b> 成年後見制度には法定後見と任意後見の二つの制度があることを知っていますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 知っている      ② <input type="checkbox"/> 知らない      ③ <input type="checkbox"/> 制度の違いを詳しく知りたい</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>Q30</b> 成年後見制度を知っている方にお尋ねします 成年後見制度を利用したいと思いますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 思う      ② <input type="checkbox"/> 思わない</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>Q31</b> 任意後見なら利用したいと思いますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> 思う      ② <input type="checkbox"/> 思わない</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>Q32</b> 民事信託という言葉聞いたことがありますか</p>	<p>① <input type="checkbox"/> ある      ② <input type="checkbox"/> ない</p>

※成年後見制度については、下記にお問い合わせください。

■全国女性税理士連盟 社会貢献特別委員会

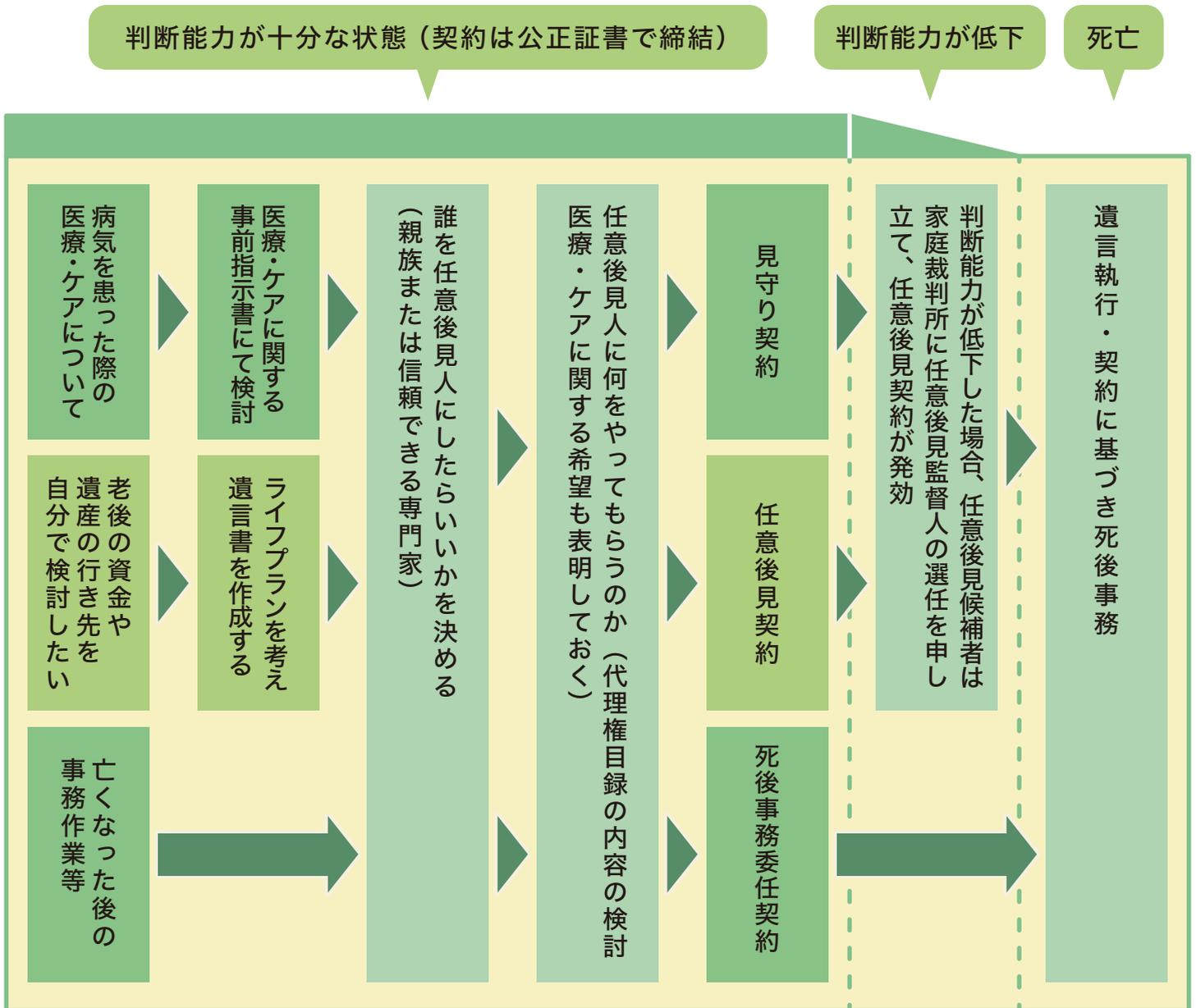
TEL 03-3226-0878

■当事務所まで



## フローチャート

「将来判断能力が衰えても最期まで自分の意思を通して生きたい」そのために心配事解決したい事が何かを把握し、判断能力に問題がない元気なうちに任意後見契約をご検討ください。



Q. 今は判断能力は健全だが衰えたことはどうしてわかるの？

A. 見守り契約も同時に締結して定期的に様子をみてもらう

Q. 判断能力は健全でも、足腰が弱り財産管理が困難になったら？

A. 必要な都度、財産管理契約を締結し、任意後見候補者に依頼する

Q. 死後、葬儀の手配や家の片づけ等も任意後見人が行ってくれるの？

A. 死後事務委任契約も同時に締結する

### 成年後見制度とは

高齢者など、判断能力が十分でない人の財産を管理し、身上を保護するため法的にバックアップする制度の総称で、法定後見と任意後見があります。

### 法定後見制度とは

本人の判断能力が不十分となった場合、本人や家族等が家庭裁判所に申立をして、成年後見人等を選任してもらう制度です。判断能力の程度等、本人の事情に応じて補助、保佐、成年後見の3つのタイプのいずれかを家庭裁判所が決定します。

### 任意後見制度とは

本人の判断能力があるときに、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ信頼できる代理人を将来の任意後見人とし、援助の範囲（本人の生活、療養看護、財産管理等の事務、代理権の範囲など）を事前に定めたくて公正証書により任意後見契約書を作成します。実際に判断能力が低下したとき、家庭裁判所による任意後見監督人の選任によって、契約の効力が生じます。

実際に利用することを考えると、**見守り契約、財産管理契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言を加えるとより安心できる契約になります。**

### 民事信託とは

判断能力があるうちに信託契約を締結して将来に備えることができる制度です。受託者が委託者から不動産、金融資産等の所有権の移転を受け、受益者のためにその財産の管理や必要な処分をします。障害や病弱である家族の生活費や療養費等を確保したい場合には、これらの者を受益者とする信託を設定し、受託者から定期的に一定の金額を支払わせることができます。

信託は成年後見と比べてより柔軟で本人の意向を長期間にわたり実現させることができる制度ですが、あくまでも信託の対象は「財産」のみであり、本人に代わって入院や入所の契約をすることなど**身上保護はできず、公的な監督もありませんので任意後見との併用を考えておくべきでしょう。**

### 遺言とは

遺言者の死後に遺言者の最後の意思を実現させることができる法律行為です。遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。遺言は単独で行う法律行為ですが民法改正により一層使いやすくなりました。

## 制度の比較

	法定後見	任意後見	民事信託
利用の開始	判断能力が低下してから	判断能力が低下する前に	判断能力が低下する前に
存続期間	後見人等の選任～本人の死亡	任意後見監督人の選任～本人の死亡	信託契約で自由に設定
権限	財産管理 身上保護 代理・同意・ 取消権あり	財産管理 身上保護 同意・取消権なし	信託契約で自由に設定 身上保護権・ 取消権なし
財産の運用・処分	原則不可	任意後見契約の内容による	信託契約で設定
財産の範囲	全財産が対象	契約の内容による	信託財産
第三者による詐欺	取消権あり	取消権なし	信託財産は本人が所有しないので被害なし
監督	家庭裁判所	任意後見監督人を家庭裁判所が選任	公的な監督なし 任意
報酬	家庭裁判所の審判による	任意後見契約で定める	原則無報酬（但し信託契約で定めること可）作成報酬が別途必要

### 物忘れがひどい

- ① 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- ② 同じことを何度も言う・問う・する
- ③ しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- ④ 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

### 判断・理解力が衰える

- ⑤ 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- ⑥ 新しいことが覚えられない
- ⑦ 話のつじつまが合わない
- ⑧ テレビ番組の内容が理解できなくなった

### 時間・場所がわからない

- ⑨ 約束の時間や場所を間違えるようになった
- ⑩ 慣れた道でも迷うことがある

### 人柄が変わる

- ⑪ 些細なことで怒りっぽくなった
- ⑫ 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- ⑬ 自分の失敗をひとのせいにする
- ⑭ 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

### 不安感が強い

- ⑮ ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- ⑯ 外出時、持ち物を何度も確かめる
- ⑰ 「頭が変になった」と本人が訴える

### 意欲がなくなる

- ⑱ 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- ⑲ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ⑳ ふさぎ込んで何をするのも億劫がりいやがる

日常の暮らしの中で、認知症ではないかと思われる言動を、「家族の会」の会員の経験からまとめたものです。医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考にしてください。いくつか思い当たることがあれば、一応専門家に相談してみることがよいでしょう。

出典：公益社団法人認知症の人と家族の会 <http://www.alzheimer.or.jp>

## 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が全文を自筆で書く遺言書です。タイトル、本文、日付、署名押印などすべて自筆で書かなければならず、パソコンや代書による作成はできません。財産目録についてのみ、代筆やパソコンの利用が可能です。また、預貯金通帳の写しや不動産全部事項証明書などの資料でも代用できます。ただし、パソコンで作成した目録や資料で代用する場合には、すべてのページに署名押印が必要です。

完成した遺言書は基本的に自分で保管する必要がありますが、法務局の自筆証書遺言保管制度を利用することもできます。

法務省ホームページ [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

### 遺言書

遺言者 女税花子は本遺言書により以下の通り遺言する

- 長女 女税京子（昭和〇〇年〇月〇日生）に次の財産を相続させる。
  - 土地  
所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目  
地目 宅地 地番 〇番〇 地積〇〇㎡
  - 建物  
所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目  
家屋番号 〇番〇 種類 居宅 構造  
床面積 1階 〇〇㎡  
2階 〇〇㎡
- 長男 女税太郎（平成〇〇年〇月〇日生）に次の財産を相続させる。  
〇〇銀行 〇〇支店 定期預金 口座番号 〇〇〇〇〇〇  
〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 〇〇〇〇〇〇
- 公益財団法人〇〇〇協会（住所：東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）に現金100万円を遺贈する。
- 上記に記載のない財産については、すべて長女 女税京子に相続させる。
- 本遺言書の遺言執行人として長女 女税京子を指定する。

令和〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者 女税 花子 (印)

## 任意後見契約公正証書（将来型）の参考例

本公証人は、委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者△△△△（以下「乙」という。）の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この公正証書を作成する。

### 第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和〇〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

### 第2条（契約の発効）

- 1 前条の任意後見契約（以下「本契約」という。）は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生じる。
- 2 本契約締結後、甲が精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の申立てを行う。
- 3 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、本契約に定めるもののほか、任意後見契約に関する法律及び民法の規定に従う。

### 第3条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（任意後見契約）」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

### 第4条（身上配慮の責務）

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

### 第5条（証書等の保管等）

- 1 乙は、甲から本件後見事務処理のために必要な次の証書等及びこれらに準ずるものの引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。  
①登記済権利証・登記識別情報、②実印・銀行印、③印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード・個人番号（マイナンバー）通知カード

④預貯金通帳、⑤キャッシュカード、⑥有価証券・その預り証、⑦年金関係書類、⑧健康保険証、介護保険証、⑨土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類

- 2 乙は、本契約の効力発生後、甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときはその者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。
- 3 乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で前記の証書等を使用するほか、甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

#### 第6条(費用の負担)

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

#### 第7条(報酬)

- 1 甲は、本契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務処理に対する報酬として毎月末日限り金〇〇円を支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。
- 2 前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、これを変更することができる。
  - (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
  - (2) 経済情勢の変動
  - (3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生
- 3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意によりこれを変更することができる。
- 4 前2項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。
- 5 後見事務処理が、不動産の売却処分、訴訟行為、その他通常の財産管理事務の範囲を超えた場合には、甲は乙に対し、本条第1項に定める毎月の報酬とは別に報酬を支払う。この場合の報酬額は、甲と乙が任意後見監督人と協議の上これを定める。甲がその意思を表示することができないときは、乙は任意後見監督人の書面による同意を得てこれを決定することができる。

#### 第8条(報告)

- 1 乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。
  - (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
  - (2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して

処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方

(3) 甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況

(4) 甲の生活、療養看護につき行った措置

(5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方

(6) 報酬の定めがある場合の報酬の收受

- 2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

#### 第9条(契約の解除)

- 1 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

#### 第10条(契約の終了)

- 1 本契約は、次の場合に終了する。
- (1) 甲又は乙が死亡したとき
- (2) 甲又は乙が破産手続開始決定を受けたとき
- (3) 乙が後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判を受けたとき
- (4) 乙が任意後見人を解任されたとき
- (5) 甲が任意後見監督人選任後に法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判を受けたとき
- (6) 本契約が解除されたとき。
- 2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。
- 3 任意後見監督人が選任された後に第1項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

〔下記の「代理権目録」を別紙として添付する。〕

## 代理権目録

1. 不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項
2. 金融機関、郵便局、証券会社とのすべての取引に関する事項
3. 保険契約（類似の共済契約等を含む）締結・変更及び解除に関する事項
4. 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
5. 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更、解除を含む。）に関する事項
6. 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項・医療に関する事前指示書を参照
7. 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関係の措置（施設入所措置を含む。）の申請及び決定に対する異議申立てに関する事項
8. シルバー資金融資制度、長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
9. 登記識別情報通知書（登記済権利証）、印鑑、印鑑登録カード・マイナンバー関連書類、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
10. 居住用不動産の購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する請負契約に関する事項
11. 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
12. 遺産分割の協議、遺留分減殺請求、相続放棄、限定承認に関する事項
13. 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
14. 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立て、紛争の処理弁護士又は弁護士法人に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む。）に関する事項
15. 以上の各事項の事務処理を行うため必要な専門資格職への依頼及び報酬契約の締結に関する事項
16. 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
17. 情報通信（携帯電話・インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除および費用の支払い
18. 以上の各事項に関連する一切の事項

**本資料は、あくまでも例示です。  
実際の場合には、より個別具体的に検討してください。**

## 医療・ケアに関する事前指示書

事前指示書とは、病気や突然の事故によって自分の意思を表示することが難しい状態となりそれが回復不能になったときに、どのような医療・ケアを希望しているか自分の思いをあらかじめ記載することで、自分の望む終末期を過ごすためのものです。

### ① もし、病気になったときに病名や告知について次のとおり考えます

- 私自身に告知してほしい
- 私でなく（ ）だけに告知してほしい
- 私の兄弟姉妹（全員・兄弟姉妹のうち（ ））にも伝えてほしい
- 私と上記の者（ ）と一緒に伝えてほしい
- 私が認知症になっていれば、告知しないで、（ ）に任せてほしい
- その他（ ）

### ② 痛みなど

- できるだけ抑えてほしい（  必要なら鎮静剤をつかってもいい ）
- 自然のままでもいい
- その他（ ）

### ③ 自分では食事や水を口から摂取できなくなったときの考え方

#### 【胃ろうによる栄養補給】

- 希望する
- 希望しない
- わからない

#### 【鼻チューブによる栄養補給】

- 希望する
- 希望しない
- わからない

#### 【点滴による水分補給】

- 希望する
- 希望しない
- わからない

- その他 希望すること  
（ ）
- 何もしないでほしい

#### ④ 終末期になったときの希望

- できるだけ長生きをしたいので、生命維持治療（心臓マッサージなどによる心肺蘇生、人口呼吸器の装着等）をしてほしい
- 一切、生命維持治療をせず、自然に死を迎えたい
- 回復不可能な植物状態になったときは、生命維持装置は使わないでほしい
- その他（ ）

#### ⑤ 終末期を迎える場所

- 自宅       暮らした施設       病院       病状に応じて
- その他（ ）

#### ⑥ 終末期において生命の危険が生じたときに救急車を呼ぶかどうか

- 生命の危険が生じたときは、救急隊による救命装置を施し、病院に運んでほしい
- 自宅、施設でのみとり介護を希望するので、生命が危険な状態になっても救急車を呼ばずに、かかりつけの医師、看護師等に連絡してほしい
- その他（ ）

#### ⑦ その他の希望について

- 予防接種など、集団生活に必要な治療は積極的に受けさせてほしい
- 痛みや呼吸の苦しさ、不安ができるだけ少ないようにしてほしい
- 長期間医療機器につながれて生きるのはいやなので自然な状態にしてほしい
- 清潔さ、よい匂い、心地よい音楽など居心地のいい環境を保ってほしい
- 家族・友人（ ）が、できるだけ付き添ってられるようにしてほしい
- 最後までおいしい食事、好物を食べたい
- その他（ ）

## ⑧ 代弁者

認知症や自分自身で医療・ケアに関する判断・決定ができなくなった時に、私の代わりに意思を代弁する人を定めていません。

代弁者を次のとおり定めています。

(1) 私はこの人に私の考えを伝えており、代弁者になってもらうことも了解を得ています。

名前 \_\_\_\_\_ (関係) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(2) もし、上記の人が私より先に亡くなったり、意思表示ができない時は、以下の人と相談して決めてください。この人にも私の考えを伝えており、予備的代弁者になってもらうことも了解を得ています。

名前 \_\_\_\_\_ (関係) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(3) 上記の人以外が、私に関する医療行為に要望や苦情を言ってきたときには、次のように対応してください。

上記の人以外の意見を聞く必要はない

\_\_\_\_\_ については

意見を聞く必要が (  ある  ない )

## 確認日

年 月 日 署名 ( 歳 )

年 月 日 署名 ( 歳 )

年 月 日 署名 ( 歳 )



---

人生100年時代  
自分らしく豊かに生きるためのチェックリスト Vol.2

---

発行年月 2019年5月 初版発行

2022年5月 2訂版発行

発行者 全国女性税理士連盟

編集 社会貢献特別委員会

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-15-13

千駄ヶ谷エレガンス203号

TEL:03-3226-0878

FAX:03-3226-0855

URL <http://www.jozeiren.com/>

不許複製・転載禁止





全国女性税理士連盟